

第80回運営委員会の協議状況

日時 平成19年10月15日(月) 13:40~18:50

場所 西宮市男女共同参画センター

出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、畑、村岡、伊藤、酒井、谷田、田村、土谷
(河川管理者) 田中、松本、吹田、前川、前田、植田、吉栖、岩間、合田
(事務局) 木本、平塚

内容(協議結果)

1 答申書案(武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書)等について

本日の資料を踏まえて協議した結果、以下のことを確認した。

1) 治水に関する資料(修正案)(第80回運営委員会資料2)について

- ・ 第54回流域委員会の審議で修正することとなった、「流域対策の算定基礎」「下流狭窄部の現況流下能力と計画流量」について、今回の県の修正について確認した。(下流狭窄部である河口から3.1km地点の説明として「阪神橋梁付近」と追記する。)
- ・ 「基本高水の算定経過」について、県はこれまでの流域委員会資料を再編してホームページで公開する旨を説明したが、運営委員会としては、基本高水専門部会報告の5項目の付帯意見の主旨を治水資料編に記述するよう求めることとし、答申書にその旨を盛り込むこととした。

2) 答申書案(資料1)の修文について

- ・ 3.(1)「従来の河川整備の考え方を転換する「政策目標」の明記」に、「考え方の転換を県民に知らせるのが重要」という旨を加筆する。
- ・ 3.(4)「超過洪水対策と堤防強化について」に、中川委員意見書を参考に、委員会から県への提案を加筆する。
- ・ 3.(6)「上下流バランスに関する記載について」の記述を一部修正するとともに、「新たな開発にともなう流出増加をもたらさない」旨を加筆する。
- ・ 4.(1)「流域対策および、とくに水田貯留への取り組みについて」の記述を一部修正するとともに、中川委員の意見書を参考に一部加筆する。
- ・ 5.(1)「基本高水のピーク流量と配分の将来見直しについて」の「数値の見直し」に関する記述を一部修正することとなった。
- ・ 5.(2)「河川対策の優先順位と洪水調節施設検討の優先順位について」の「7年前の経緯」に関する記述を一部修正することとなった。
- ・ 7.(2)「整備計画原案の作成検討段階での情報共有について」の一部が他と項と重複していることについて、当該箇所の記述の修正を検討する。
- ・ 7.(3)「各種調査や協議の進行状況を流域委員会へ報告することについて」と7.(4)「整備計画原案提示までの流域委員会の開催等について」をまとめて1項目とする。
- ・ 答申書の手交(10月25日14:30~)に向けてのスケジュールについて
 - ① 本日の協議を踏まえて松本委員長が修正加筆した答申書案を、10月18日までに各委員へ送付する。
 - ② 答申書案に修正意見がある委員は、10月20日までに松本委員長へ連絡する。
 - ③ 松本委員長は10月22日までに答申書を事務局へ送付する。

2 各種会議について

県より、武庫川総合治水推進会議の関連会議についての報告があった。

- ① 第4回流域ワーキンググループ会議（9月19日）、第3回総合治水対策連絡協議会（9月26日）を開催し、議事は、「流域委員会での審議状況の報告」「河川整備基本方針の同意申請に向けての今後の取り組みについて」である。
- ② 第3回既存ダム活用協議会を10月16日に開催予定であり、議事は「流域委員会での審議状況の報告」「代替水源について」になる予定である。

3 今後の取り組みについて

協議した結果、以下のことを確認した。

- ① 今後は答申書7—（3）に記載された委員会の意見を県は尊重し、委員会、県の双方から、必要性を認める時は、趣旨を踏まえて運営委員会を開催する。
- ② 次回運営委員会は、概ね年内に予定している河川整備基本方針の国への同意申請の前後に開催する。場合によっては開催が1月になる可能性もある。
- ③ 流域連携への取り組みについて、県は答申書7—（5）に記載された趣旨を共有・認識し、今後の協議課題とする。

◆ 第80回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)
(10/15の運営委員会向け加筆修正案)

[河川整備基本方針(原案)修文案 10月15日]

資料2 武庫川水系河川整備基本方針 治水に関する資料(修正案)

[委員からの意見書関係]

資料3-1 池淵委員

資料3-2 法西委員

(参考資料)

第54回流域委員会議事骨子

(当日配付資料)

武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)の一部差し替え文(松本委員長)